

○議長（神山章憲）

次に、4番野村泰也君の登壇を求めます。

○4番（野村泰也）

4番議員野村でございます。私は3項目にわたって質問したいと思います。

まず1点ですが、広川町男女共同参画について。1つ、町の現状及び課題ということで考えております。

21世紀の社会の構築ということで、平成11年に男女共同参画社会基本法ができました。それにより福岡県でも第3次の基本計画が策定されまして、その後、それをもとに、また広川町においても23年のアンケートをもとに問題点などを考え、委員さんたちとともに計画策定が終わったところだと思っております。そういうふうなことで、現状及び課題ということで質問を伺いたいと思います。

また、小さく、政府指導の女性の割合目標や県内市町村の達成率について、関連でございますので、答弁を願いたいと思います。

そして、今後、女性登用を促す条例や計画は考えられていないんですかということでお尋ねしたいと思います。

それから2点、我が町プレートについてということで、現在の道路運搬車両法で、市町村の裁量によりナンバープレートの形状や図柄の決定は市町村に任せられるというような仕組みにもなっておりますので、そういったプレートの利用について、観光や特産、それからキャラクターであるまち子さんの町民を含んだ展開ができないものかということで質問をしたいと思います。

その次に、健康意識の啓発ということで、実は23年度の概況が厚生労働省より、25年11月14日付で概況の報告がっております。そういったものをもとに我が町の状況とあわせて、わかりやすいビラとか啓発活動に利用できないものだろうかと思っておりますので、3項目について、自席より質問させていただきます。

○議長（神山章憲）

町長。

○町長（渡邊元喜）

3つの質問が野村議員よりありましたが、あとの2つ目、3つ目から先にお答えをいたします。

我が町プレートについての質問でございます。

この件については、随分と前でございます、七、八年になろうかと思いますが、一度議論をされたことがあります。そのときは導入には至らなかったわけですが、今、町が交付していますナンバープレートは、125cc以下の原動機付自転車をはじめ、農耕用などの小型特殊自動車及びミニカーであります。

ナンバープレートにつきましては、国からの通達により形やサイズ、文字、色などが定められおり、それに基づきナンバープレートを作成し、登録者に交付をしているところで

あります。

御質問の我が町ナンバープレートは、ご当地ナンバープレートとも呼ばれており、国の通達に法的拘束力はないということで、平成19年に愛媛県松山市が雲型のナンバープレートを導入したことから、全国の自治体へ広まったもので、地域活性化や観光振興の観点、また動く広告塔として、その特色を生かしたナンバープレートの交付をされている自治体が緩やかにふえております。

議員がおっしゃるように、ご当地ナンバープレートは、我が町のPRや地域への関心、愛着への醸成につながるもので、大変有効なものであるとは認識しております。

しかしながら、現在のナンバープレートは1枚88円で製作しており、ご当地ナンバープレートを導入する場合、採用するデザイン、形状等により異なりますが、現在の二、三倍程度の費用がかかり、それに加えて、特殊な形状となれば、金型製作費など1,000千円以上の初期費用がかかる場合もあると聞いております。

したがって、先行して導入されている自治体の状況や費用対効果等を調査研究しながら、検討してまいりたいと思っております。

次に、健康意識の啓発についての質問でございますが、特定健診や医療費の状況については、啓発の機会を捉えて、広報掲載や各種団体の説明会などで、啓発用チラシなどを使用しています。

内容については、わかりやすいように、またそれぞれの時期や対象者により内容を変更して実施しています。特定健診関係は、毎月の広報で状況に応じた記事となるよう心がけています。

議員御指摘の啓発用チラシについては、これからもよいものは取り入れて読みやすいものとなるように心がけて、啓発を行っていきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（神山章憲）

教育長。

#### ○教育長（吉住政子）

野村議員御質問の最初の質問でございますが、広川町男女共同参画についてお答えしたいと思っております。

ただいま議員が言われましたように、国は男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定しております。

この法では、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することとしております。

政府指導の女性委員の審議会等への登用割合は出されておりませんが、国の関係機関の

目標は40%から60%となっております。

福岡県では、この件につきまして、福岡県男女共同参画白書が出されております。福岡県における男女共同参画の現状と今後の課題、取り組みの方向性について述べられております。

この中で、福岡県では、県の審議会等に占める女性委員の割合について40%以上を維持、市町村では30%を目標に審議会等への女性委員の登用に取り組んでおります。平成25年4月1日現在の福岡県の審議会等委員の女性登用率は41.8%でありまして、昨年度よりも少しふえております。県内市町村の審議会等の登用率は平均しますと27.8%でございまして、これも少し増加しております。なお、30%の目標を達成しているのは、県内で10市4町でございまして、近隣で申し上げますと、それぞれ個別目標を掲げておりまして、久留米市では42%、八女市で40%、筑後市では30%の目標としております。広川町では、第4次総合計画の中で、目標を30%としておりますが、平成25年4月1日現在では10.1%の登用率となっております。

広川町では、本年度、野村議員を会長といたしまして、男女共同参画社会基本法に基づき広川町男女共同参画基本計画を策定いたしました。今後、この計画に沿ってさまざまな情報を提供するなどの啓発活動、意識づくりを進めていきたいと考えております。審議会等への女性委員の登用につきましても、職員研修や町民向け講座を企画して推進いたします。

今後は、男女共同参画推進条例を策定いたしまして、男女が社会への対等な構成員として尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目指して、「男女共同参画により、地域社会が活性化するまちづくり」を目指したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（神山章憲）**

4 番野村泰也君。

**○4 番（野村泰也）**

今、教育長からの答弁にありましたように、国の30%の目標、それに伴う県の職員あたりの目標が40%として、現在、県職あたりはもう40%目標を上回っているということでございます。また、市町村の目標である30%に対しても、平均値ではもう27.6%と、かなり目標に近づいておりますが、今申されたように、広川町においては、まだまだ10.1%と、県下の中でも最低ラインに近い数字になっておるようでございます。

そういったのを分析していきますと、広川町においても、23年に各町内に2,000軒宛てにアンケート調査が行われております。その中で思った特色として、7項目の分野で男女平等観ということで、重立った調査が対象となっておりますが、まず、家庭で、それから学校教育の場、政治の場、社会通念、習慣、しきたりなどの場、それから職場、地域活動、社会活動の場、法律の制度の上で、その7項目にわたって平等観について調査があつてお

ります。その7項目の中での1項目は、ほぼクリアしておるといような状況になっております。そこが、その分野が学校教育の場ですが特にやっぱり子供たちを預けている側の父兄あたりは、やはり女性、特にPTAや教育活動に関心があるというところが、そういう数値になっているんじゃないかと思えます。

そのほかの6分野においては、ことごとくというか、町内においては、平等観に関しては、よその地区と大きく開きがあったといようなのが現状のようでございます。これは怠っておるといわけではないと思っておりますが、町の第1次産業を中心にした基幹産業が多いということもあると思えます。そういった中での生活環境の大きな違いがあると思っておるところであります。今後、こういった数値を目標達成に近づけていくなれば、町としても何かの施策として考えていかなければ、目標に年月をかけても、なかなか近づいていかないといような問題もあるんじゃないかと思っておりますので、小さい1点の政府指導の女性割合の目標や、県内市町村の達成率について、それから関連でございますので、女性登用を促す条例や計画はないのかなということでお伺いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（神山章憲）

教育長。

○教育長（吉住政子）

先ほどお答えしましたように、これからは教育委員会といたしましては、その男女共同参画の意識の啓発を行っていきたい。そのためには各団体等と連携いたしまして、講演会、学習会等を積極的に行っていただくように指導したいと思っております。

また、先ほど申し上げましたように、条例の制定も必要かと思っております。そのことにつきましては、町全体で考えていく必要があるかと思っておりますので、その方向に進めていきたいということでございます。

○議長（神山章憲）

4 番野村泰也君。

○4 番（野村泰也）

この件については、町独自で策定をして、慎重に委員さんの意見を踏まえて検討しておるところでございますので、できる限りの今後の努力をまたお願いしたいと思っております。

この男女共同参画については、これで終了させていただきます。

○議長（神山章憲）

4 番野村泰也君。

○4 番（野村泰也）

引き続き質問いたしますが、先ほどからプレートの件についてはメリットも多いんじゃないかということでお伺いしておりました。

そこで、現在の125cc以下の取り付け状況を税務課長のほうに確認の意味で伺いたいと思っております。

まず、どれだけのプレートが実際に発行されておるか、それから、特に原付50ccの白ナンバープレートですが、これについては特に高校生あたりが免許を取って、通学などに使うケースが多いと思いますので、年間のちょっと新規で出ておるところを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（神山章憲）

税務課長。

○税務課長（丸山修二）

現在、町が、これは市町村になるわけですがけれども、原付自転車、ほか小型特殊自動車ですね、農耕用が主でございますけれども、合わせて2,193台の登録がっております。そのうちに、いわゆる125ccから白ナンバーの50ccでございますけれども、これが1,529台でございます。この50cc以下の白色のナンバーですがけれども、これが正式には第一種原動機付自転車と申しますけれども、ナンバープレートの発行数でございますけれども、平成24年度の実績では259枚であります。それで、平成25年度、現在までが229枚を発行しているという状況でございます。

以上です。

○議長（神山章憲）

4番野村泰也君。

○4番（野村泰也）

特に今申した50ccについては、少年の健全育成といいますか、町外に出向いたときの状況なり、一般の町民からでも気づくように、柄等が特定化されるということ、そういった健全育成についてもメリットがあるんじゃないかと思っておりますので、費用的には現状で80円かかるということで、デメリットとしては費用問題が一番のところではないかと思っております。

それで、そこら辺を考慮すると、そこら辺が財政的に今後本当にいいものかどうかということは所管に任せるところでございますが、そういった子供たちの町外での行動あたりもよくわかりやすくなるというメリットもありますので、今後、どうか検討をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、これは商工観光課長にちょっと質問ですが、いろんな面で観光なり、文化、自然、また先ほど申したキャラクター、歴史とか産業、いろんな分野での広報、先ほど町長からの答弁にありましたように、動く広告塔という話が出ておりました。そういった面での活用ということも考えられるわけですので、商工観光課長からのちょっと意見あたりも伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（神山章憲）

商工観光課長。

**○商工観光課長（山下壽弘）**

商工観光課の立場としてという御意見でございますけれども、まず「広川まち子」につきましては、皆さん御承知のとおり、昨年10月に誕生しております。この目的につきましては、まちおこしのマスコットキャラクターということで、キャンペーン用として誕生しておるわけです。ですから、先ほど野村議員言われるように、当然、町の広告塔でもありますし、ナンバープレートにデザインを施すということになれば、広川町内に限らず、幅広く効果的な事業展開ができるということは、当然担当課としては認識をしておりますので、担当課の意見としては、効果的な媒体として、ナンバープレートを活用していただければ幸いですと思っております。

以上です。

**○議長（神山章憲）**

4 番野村泰也君。

**○4 番（野村泰也）**

大変ありがたい答弁でございました。急に、これがすぐ実施に結びつくとはまず思われませんが、どうかそういうふうな町民を含めたマスコットなり、ふれあいタクシーの図柄等もありますので、そういった認識のもとで、町民の方の御協力のもとに、そういうふうな展開ができればと思っております。

プレートの問題については終わらせていただきます。

それでは、健康意識の啓発の点にちょっと変えさせていただきますが、実は、厚生労働省が平成23年度の国民医療の概況を25年の11月14日付で発表されております。それによりますと、国民の医療費の、これは65歳以上ですが、年間1人当たり大体720千円弱になっておるといってございまして。また、年代別で見ると、45歳以上の世代で、医療費全体の約80%弱が医療費の占める割合となっているようございまして。それから、その医療費全体を人口1人当たりで換算しますと、大体301,900円になるということございまして。

こういったことを広川町の医療費として考えてみますと、大体どれくらいになるかということが——ちょっと厚生労働省の発表ですので、広川町に例えると、必ずしも一致するわけではないかと思っております。社会保険や国民健康保険、それから後期高齢者医療費など、それぞれの分野で違っておりますが、特に社会保険になれば、広川町の中でその状況がわかりづらいと思っておりますが、国民健康保険や後期高齢者の分での60歳以上の1人当たりというのは、あらかたのところは数字が出てくるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺について、担当の住民課長のほうからちょっとわかるだけでも構いませんので、報告をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**○議長（神山章憲）**

住民課長。

**○住民課長（田中博信）**

お答えいたします。

国との比較した数値ということでございますが、数値としては、レセプトで判断いたしますので、先ほどもおっしゃったように、町で把握できるものは国保の分と後期高齢者医療の分でございます。

したがって、これは対象者が約8,000人ほどでございます。それで、町の人口の約41%しかございませんので、よって、比較対象となり得るかは疑問でございますが、御報告いたします。

数値については、それで大まかなものということで御理解いただきたいと思っております。

国保医療費と後期高齢者医療費を合わせたところでは、65歳以上の方の医療費は全体の78%を占めます。また、1人当たりの医療費は576,400円、65歳以上では897,200円ほど見込んでおります。

以上です。

○議長（神山章憲）

4 番野村泰也君。

○4 番（野村泰也）

今申されたように、そういったふうで、広川町の現状に照らし合わせますと、町の医療負担というものが人口1人当たりの場合によっても576千円、国民の平均では301,900円と、大きく町の負担が多いわけです。65歳以上の1人当たりの720千円に対しても、町のほうでは898千円というような数字になっているということで、こういった概況をわかりやすく周知すれば、特に特定健診への参加、そういった呼びかけの認識にもつながってくるんじゃないかと思っておりますので、独自の広報紙、リーフレットなどを利用して、特定健診の、また医療費節約の啓発に結びつけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（神山章憲）

住民課長。

○住民課長（田中博信）

よい資料については、それを参考にしまして、より啓発となるような資料を作成していきたいと思っております。

○議長（神山章憲）

4 番野村泰也君。

○4 番（野村泰也）

特に、今、医療関係を含めたサプリメント、いろいろな営業がなされておるわけです。そういった分野においてもですが、こういったものを参考に、営業に使っておるメーカーもございますので、今後、そういった国保、それから厚生労働省の情報に関しても認識を持って、今後、特定健診の受診などの強化に資料づくりとして考えていただけたらと思っております。

これもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。